

青梅市高齢者移動支援事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、身体機能、認知機能および意欲の低下ならびに住環境、交通環境等の要因により、外出の機会が減っている高齢者の移動に関し、介護予防に資する活動を行う場所への送迎を行う事業を実施するもの（以下「団体等」という。）に対し、予算の範囲内で青梅市高齢者移動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、高齢者の地域における移動および地域活動への参加を促進し、もって介護予防を推進することを目的とする。

2 定義

この要綱において、「高齢者」とは、青梅市（以下「市」という。）の区域内（以下「市内」という。）に居住する満65歳以上の者をいう。

3 補助対象者

補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当するものであること。

ア 市内に事業所を有する法人

イ 市内において、介護予防活動またはボランティア活動の活動実績を1年以上有する団体等であって、青梅市長（以下「市長」という。）が適当と認めるもの

ウ 市内の地縁団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する団体をいう。）

(2) 構成員が5人以上であること。

(3) 宗教的または政治的な目的を有するものでないこと。

(4) 青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団でなく、かつ、同条第3号に規定する暴力団関係者が団体等の構成員となっていないこと。

(5) 構成員のいずれもが、当該補助金の交付を受ける他の団体等の構成員となっていないこと。

(6) 団体等が使用する自動車において、同乗する者を補償対象とする自動車損害賠償責任保険および任意の自動車保険（以下「任意保険」という。）に加入していること。

4 補助事業

(1) 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が用意する自動車を活用し、次のとおり高齢者の移動を支援するものとする。

ア 補助対象者は、市内にある住民の通いの場、地域サロンその他地域のイベントを実施する場所等の介護予防に資する目的で地域に開かれた場所（以下「通いの場等」という。）へ高齢者を送迎するものとする。

イ 補助対象者は、高齢者を通いの場等へ送迎する間において、市内の商業施設、公共施設、医療機関等に立ち寄ることができる。ただし、次に掲げる場所を含まないものとする。

(ア) 宗教活動に参加する目的を有して立ち寄る場所

(イ) 政治団体の活動に参加する目的を有して立ち寄る場所

(ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業および同条第5項に定める性風俗関連特殊営業が行われている場所

(エ) 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）および暴力団関係者（同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）が活動する場所

(2) 前号に規定する事業は、道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について（平成30年3月30日付け国自旅第338号国土交通省自動車局旅客課長発通知）にもとづき実施するものとする。

5 利用者

補助事業における送迎を利用できる者（以下「利用者」という。）は、高齢者（移動において、医療および介護上の専門的な介助を要すると認められる者を除く。）およびその介助者とする。

6 利用料

利用者が負担する利用料は、無料または低額な料金とし、補助対象者が定めることができる。ただし、通いの場等の実施主体が補助対象者であって、実施場所における活動にかかる利用料を徴収する場合は、補助事業における利用料は無料としなければならない。

7 遵守事項

補助対象者は、適切かつ安全に事業を提供するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 安全な送迎を目的とした運転者講習の受講等、必要な対応をとること。
- (2) 補助事業に従事する者の清潔の保持および健康状態の管理のための対策を講ずること。
- (3) 補助事業において取得した利用者、その家族等に関する情報は、適切に利用および管理をすること。
- (4) 送迎時において、事故や利用者の体調に急変等が生じた場合に、救急車の手配や利用者の家族への連絡等、速やかに必要な対応を講ずるため、緊急時の危機管理体制を整備することとし、その際の一連の対応について、記録すること。

8 補助対象経費

補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、補助対象者が他の事業も実施している場合は、その事業と当該補助事業を明確に分離しなければならない。

- (1) 人件費 利用者の受付や調整、連絡等を行う者および利用者の乗降介助、添乗を行う者の人件費とする。ただし、運転を行う者の人件費はこれに含めないものとする。
- (2) 燃料費 補助事業の実施に当たり、必要となる自動車に使用する燃料費とする。
- (3) 保険料 補助事業の実施において使用する自動車にかかる任意保険および補助対象者の構成員等が活動を実施する際のボランティア保険等の活動保険の保険料とする。
- (4) 事務費 補助事業の実施に当たり、必要となる消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等とする。

9 補助金の交付額

補助金の交付額は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費別の交付額は、次に掲げるものとする。

ア 人件費は、1日、1人当たり1,100円とする。ただし、1日当たり3人までとする。

イ 燃料費は、別に定める算出式により求めた額とする。

ウ 保険料は、前項第3号に規定する保険料の実費額とする。ただし、任意保険が、補助事業以外に使用する場合においても補償される内容であるときは、日額保険料（年間保険料を365日で日割りしたものをいう。）に補助事業の実施日数を乗じて得た額とする。

エ 事務費は、前項第4号に規定する費用の実費額とする。

(2) 補助金の交付額は、前号に掲げる経費別交付額の合計から第6項に規定する利用料による収入額および寄付金その他の収入額を控除した額とする。この場合において、他の制度により、国、東京都、他の自治体または市が当該補助対象経費の一部を負担し、または補助している金額についても控除するものとする。

(3) 前2号の規定にかかわらず、1補助対象者に交付する補助金は、年度当たり50万円（当該年度における補助事業の実施期間が6月を超えない団体等においては25万円）を超えることができない。

10 補助金の交付申請

(1) 補助金の交付を受けようとする補助対象者の代表者（以下「団体代表者」という。）は、青梅市高齢者移動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）により、必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

(2) 団体代表者は、前号に規定する申請後に補助事業を変更し、中止し、または廃止しようとするときは、青梅市高齢者移動支援事業補助金交付申請事項変更届出書（様式第2号）により、市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

11 補助金の交付決定

市長は、前項第1号の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、青梅市高齢者移動支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、団体代表者に通知するものとする。

12 実績報告

前項の規定により交付決定の通知を受けた団体代表者（以下「補助決定団体」という。）は、補助金交付決定にかかる会計年度の補助事業の完了の日から起算して1月を超えない日または当該年度の翌年

度の4月15日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて、青梅市高齢者移動支援事業補助金実績報告書兼補助金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金等にかかる収支計算に関する事項を記載した決算書ならびに領収書その他当該収支計算にかかる収入および支出を証する書類またはその写し

(2) その他市長が必要と認める書類

13 補助金の交付額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書兼請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市高齢者移動支援事業補助金交付額確定通知書（様式第5号）により補助決定団体に通知の上、速やかに補助金を交付するものとする。

14 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

15 実施期日等

(1) この要綱は、令和5年11月15日から実施し、令和8年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金返還等の手続に関しては、なお従前の例による。